

学校開放利用の手引き（小中学校用）

1. 貸出条件（校庭・夜間照明）市民又は市内勤務者10名以上の団体
（体育館・武道館・校舎）市民又は市内勤務者5名以上の団体

2. 利用日一覧

開放施設		開放する日	開放する時間	休館(場)日
校庭	夜間利用 (夜間照明)	火～土（祝日を除く） (ただし、4月1日から 10月31日まで)	午後7時～午後9時30分	11月1日から 翌年3月31日 まで
	日中利用	土・日	午前9時～午後5時	12月28日から 翌年1月4日まで
体育館 武道館	夜間利用	火～土	午後7時～午後9時30分	
	日中利用	土	午前9時～午後5時	
校舎	夜間利用	火～土	午後6時～午後9時30分	
	日中利用	土・日	午前9時～午後5時	

※学校の開放日であっても学校行事等で利用できないことがありますので、事前に各学校にお問合せください。

※施設利用は原則1団体につき週1回です。なお、スポーツ少年団と地域スポーツクラブによる利用、校庭利用につきましては、週内での複数回利用を認めることとします。

※地域スポーツクラブとは、中学生までの子どもへの指導を目的として運営され、中学生以下の子どもが10名以上活動する団体を指します。

3. 利用方法

- ①年度内に2回以上利用を希望する団体は、学校施設利用団体登録申請書・学校施設利用団体員名簿を作成の上、スポーツ振興課宛てにメールで提出してください。様式は市ホームページ内にあります。

スポーツ振興課メールアドレス：sports-shinkou@city.nasushiobara.tochigi.jp

- ②申請後に許可証を団体代表者宛にメール送信いたします。許可証を受け取ったら利用を希望する月の前月の初めから15日までに学校開放利用申請書を各学校に提出してください（書類は各学校にあります）。

※受付開始日については各学校にお問い合わせください。

- ③利用後に「施設利用報告書」を提出してください。市ホームページに報告用のGoogleフォームが設けてあります。確認事項のチェック項目がありますので、片付けをしながら入力するなどして忘れず提出してください。※令和7年度より電子提出になりました。

4. 利用料金

（体育館・武道館・校庭）最初の1時間300円、30分延長するごとに150円ずつ加算

（夜間照明）最初の1時間500円、30分延長するごとに250円ずつ加算

（校舎）最初の1時間100円、30分延長するごとに50円ずつ加算

※3か月ごとに市スポーツ振興課から各利用団体代表者に請求します。納入通知書を送付しますので、金融機関にて納付してください。

※市登録のスポーツ少年団、地域スポーツクラブは利用料金の減免があります。申請書にその旨ご記入ください。

※夜間照明利用時は、夜間照明使用料と校庭使用料の両方が発生します。

5. その他

- ・予約を入れた日に利用しない等、キャンセルする場合は、必ず管理指導員に連絡してください。

※無断キャンセルが続く場合、利用の制限をさせていただきます。